

事 務 連 絡
平成 2 1 年 8 月 1 9 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等の臨時休業の状況報告の協力について（依頼）

新型インフルエンザにかかる社会福祉施設等の臨時休業の要請については、平成 2 1 年 6 月 1 9 日付け厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」により、都道府県等が行うこととされています。

この臨時休業の要請の状況については、新型インフルエンザの患者の発生状況を踏まえ、該当する都道府県等への確認を行ってまいりましたが、今後の対応として、当分の間については、臨時休業の要請状況等を正確に把握したいと考えております。

つきましては、貴管内の社会福祉施設等に対する臨時休業の要請が行われた場合等には、下記によりご報告くださいますようお願いいたします。

なお、本報告については、平成 2 1 年 7 月 2 4 日付事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」別添 1 第 3 の 2 (1)ウに代わるものではなく、担当主管部局として社会福祉施設等の臨時休業の状況について、詳細に把握する必要があることから依頼するものであり、当省新型インフルエンザ対策推進本部事務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 報告の実施時期等

平成 2 1 年 8 月 2 0 日以降の社会福祉施設等の臨時休業の要請について、臨時休業の要請が行われる都度報告してください。

なお、同日現在で臨時休業の要請が行われている場合は、その状況もご報告くださるようお願いいたします。

また、臨時休業要請によらず、社会福祉施設等の設置者等の判断により、自主

的に臨時休業を実施している場合についても、貴機関が把握している範囲での報告をお願いいたします。

2. 提出先及び照会先

次の(1)から(4)の施設区分ごとに、別紙に必要事項を記入し、各施設区分の担当係あてにFAX又はメールで提出してください。

(1) 児童福祉関係施設

(保育所、児童館、入所施設の通所部門、放課後児童健全育成事業、子育て支援短期事業、地域子育て支援拠点事業、認可外保育施設等)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調整係 大津・原

TEL : 03-5253-1111 (内線 7830) FAX : 03-3595-2668

E-mail : ootsu-akio@mhlw.go.jp

(2) 生活保護施設及びその他施設

(救護施設通所事業、更生施設通所事業、救護施設居宅生活者ショートステイ事業、授産施設)

厚生労働省社会・援護局保護課 尾山・今駒

TEL : 03-5253-1111 (内線 2834) FAX : 03-3592-5934

E-mail : imakoma-nobuo@mhlw.go.jp

(隣保館、生活館)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 長谷川・小林

TEL : 03-5253-1111 (内線 2855) FAX : 03-3595-1459

E-mail : kobayashi-kenji@mhlw.go.jp

(3) 障害関係施設

(短期入所、日中活動を行う障害福祉サービス事業所、障害児・者の通所施設等)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 松永

TEL : 03-5253-1111 (内線 3036) FAX : 03-3591-8914

E-mail : matsunaga-takamasa@mhlw.go.jp

(4) 介護・老人福祉関係施設

(短期入所生活介護事業所・通所介護事業所等)

厚生労働省老健局総務課企画法令係 鈴木

TEL : 03-5253-1111 (内線 3919) FAX : 03-3503-2740

E-mail : suzuki-atsushi01@mhlw.go.jp